

新型コロナワクチン接種プロジェクト・チーム設置要綱

(設置)

第1条 西宮市プロジェクト・チーム設置規則（昭和63年西宮市規則第26号。以下「規則」という。）第2条第1項の規定に基づき、新型コロナワクチン接種プロジェクト・チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(設置の目的)

第2条 チームは、本市における新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種業務（以下「新型コロナワクチン接種業務」という。）を円滑に進めることを目的として設置する。

(所掌事務)

第3条 チームは、新型コロナワクチン接種業務に関して必要な事務を所掌する。

(構成)

第4条 チームは、別表に掲げる者をもって構成する。

2 チームにリーダー及びサブリーダーを置き、リーダーは田村副市長、サブリーダーは健康福祉局長をもって充てる。

(設置期間)

第5条 チームの設置期間は、令和3年2月1日から令和5年3月31日とする。

(事務従事の形態)

第6条 チームの構成員の事務従事の形態は、別表に掲げるとおりとする。

(専決事項)

第7条 チームの所掌事務に関する専決については、西宮市処務規則（昭和55年西宮市規則第28号）の例による。

(所管副市長)

第8条 チームを所管する副市長は、田村副市長とする。

(庶務)

第9条 庶務担当課は、健康福祉局保健所新型コロナワクチン接種課及び政策局政策総括室政策推進課とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項はリーダーが定める。

付則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条第1項、第6条関係）略